

防府市教育委員会施設検討会議設置要綱

平成29年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市教育委員会が管理及び運営する施設等について、教育部内での管理・改修計画等に関する必要な事項等を検討するため、防府市教育委員会施設検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査・検討及び協議等を行うものとする。

- (1) 教育部内で、協議等が必要となる施設の管理及び改修計画等に関すること。
- (2) 「防府市公共施設等総合管理計画」、「防府市公共施設マネジメント基本方針」、「防府市公共施設再編計画」、「防府市公共施設保全計画」等を踏まえた計画の策定及び方向性の決定に関すること。
- (3) 施設の維持管理・運営に伴う情報共有に関すること。
- (4) その他検討会議が必要と認めること。

(組織等)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部次長をもって充てる。
- 4 委員は、教育委員会事務局の参事、課長及び主幹の職にあるものをもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を総理し、検討会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。